

生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書案及び基本協定書改定案の新旧対照表

生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書（案）	生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書（改定案）
<p>（管理施設）</p> <p>第5条 生駒市病院事業の設置等に関する条例（平成21年6月生駒市条例第23号。以下「設置条例」という。）の規定に基づき、乙が指定管理者として管理する施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 施設の名称 生駒市立病院</p> <p>(2) 所在地 生駒市東生駒1丁目6番地</p> <p>2 乙は、善良な管理者の注意をもって、前項の施設を管理しなければならない。</p> <p>（事業報告書等）</p> <p>第23条 乙は、別に定める事項を日報として記録するとともに、毎月終了後、当該事項を記載した月次事業報告書を作成し、翌月の甲が指定する期日までに甲に提出しなければならない。</p> <p>2 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の規定に基づき毎会計年度終了後、別に定める事項を記載した年度事業報告書を作成し、<u>翌年度の4月末日まで</u>甲に提出しなければならない。</p> <p>3 乙は、年度途中において指定管理者の指定を取り消された場合は、指定が取り消された日から30日以内に、当該年度の事業報告書を甲に提出しなければならない。</p> <p>4 乙は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。</p> <p>5 乙は、毎会計年度終了後3月以内に、医療法（昭和23年法律第205号）第52条に規定する乙の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監査報告書を甲に提出するものとする。</p>	<p>（管理施設）</p> <p>第5条 生駒市病院事業の設置等に関する条例（平成21年6月生駒市条例第23号。以下「設置条例」という。）の規定に基づき、乙が指定管理者として管理する施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 施設の名称 生駒市立病院</p> <p>(2) 所在地 生駒市東生駒1丁目6番地<u>2</u></p> <p>2 乙は、善良な管理者の注意をもって、前項の施設を管理しなければならない。</p> <p>（事業報告書等）</p> <p>第23条 乙は、別に定める事項を日報として記録するとともに、毎月終了後、当該事項を記載した月次事業報告書を作成し、翌月の甲が指定する期日までに甲に提出しなければならない。</p> <p>2 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の規定に基づき毎会計年度終了後<u>2月以内に</u>、別に定める事項を記載した年度事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。</p> <p>3 乙は、年度途中において指定管理者の指定を取り消された場合は、指定が取り消された日から30日以内に、当該年度の事業報告書を甲に提出しなければならない。</p> <p>4 乙は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。</p> <p>5 乙は、毎会計年度終了後3月以内に、医療法（昭和23年法律第205号）第52条に規定する乙の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監査報告書を甲に提出するものとする。</p>

(指定管理者負担金)

第30条 乙は、甲の市立病院に係る費用に充てるための負担として、毎事業年度、甲に指定管理者負担金（以下「負担金」という。）を支払うものとする。この場合において、負担金の額その他の事項は、年度協定で定めるものとする。

2 負担金の額は、市立病院の施設等に係る毎事業年度の減価償却費相当額とする。

(指定管理者負担金)

第30条 乙は、甲の市立病院の施設等に係る減価償却費に充てるための負担として、甲に指定管理者負担金（以下「負担金」という。）を支払うものとする。

2 負担金の額は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第15条第1項の規定により算出した各事業年度の市立病院の施設等に係る減価償却額（以下、「施設等減価償却額」という。）相当額とする。

3 前項に規定する負担金の支払額は、同項の規定により算出した施設等減価償却額相当額のうち各建物附属設備部分に係る減価償却額相当額については、各建物附属設備部分に係る減価償却額相当額に、それぞれ各建物附属設備部分に応じた法定耐用年数を乗じた額の合計額を建物部分に係る法定耐用年数（以下「建物耐用年数」という。）で除した額とし、建物部分に係る減価償却額相当額とともに毎事業年度支払うものとする。ただし、甲は、市立病院開設後、最初に施設等減価償却額を費用として計上した事業年度から4事業年度までの負担金の支払を当該指定期間満了年度まで猶予するものとする。

4 乙は、本指定期間が満了したとき、又は、第38条第1項、第39条第1項及び第40条第2項の規定により指定を取り消されたときは、市立病院開設後、最初に施設等減価償却額を費用として計上した事業年度から当該各時点の属する事業年度までの間に第2項の規定により算出された各事業年度の負担金の累計額から、市立病院開設以降、当該年度までに支払った負担金の総額を差し引いた額を速やかに甲に支払うものとする。ただし、甲は、本指定期間満了後引き続き、乙を次の指定管理者に指定したときは、前項の規定により猶予した負担金を、さらに建物耐用年数満了年度まで猶予するものとし、乙は、当該猶予された負担金を建物耐用年数満了年度後の4事業年度の間順次支払うものとする。

(甲による指定の取消し)

第38条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、地方自治法第244条の2第11項の規定により乙に対する指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 乙が第24条第4項の規定に基づく適切な措置をとらなかったとき。
- (2) 乙がその責に帰すべき事由により、関係法令及び本協定等に定める義務を履行しなかったとき。
- (3) 乙が甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 乙が著しく市民の信頼を損なう行為を行うなど、指定管理者としての適正を欠くと甲が認めたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が指定管理者として本業務を継続することが適当でないと甲が認める場合

2 甲は、前項各号の規定により指定の取消しを行う場合、事前にその旨を乙に通知するものとする。

3 甲は、第1項第1号から第5号までの規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合は、乙に対して損害の賠償及び違約金の支払を求めることができるものとする。

4 前項に規定する指定の取消しに係る違約金の額は、甲が乙を指定管理者として指定した期間の中で各年度において本来乙が支払うべき第30条に規定する指定管理者負担金の額として最も高い額と同額とする。

5 甲は、第1項各号の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、乙に損害が生じて、甲は一切の責を負わないものとする。

(甲による指定の取消し)

第38条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、地方自治法第244条の2第11項の規定により乙に対する指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 乙が第24条第4項の規定に基づく適切な措置をとらなかったとき。
- (2) 乙がその責に帰すべき事由により、関係法令及び本協定等に定める義務を履行しなかったとき。
- (3) 乙が甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 乙が著しく市民の信頼を損なう行為を行うなど、指定管理者としての適正を欠くと甲が認めたとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当する場合

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）及び事業所の管理者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ ウ及びエに定める場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 本協定に基づく再委託等又は物品若しくはサービスの調達等の契約（以下「再委託等」という。）に当たって、その相手

方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 再委託等に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、甲が当該再委託等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

ク 本協定の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、乙が指定管理者として本業務を継続することが適当でないと甲が認める場合

- 2 甲は、前項各号の規定により指定の取消しを行う場合、事前にその旨を乙に通知するものとする。
- 3 甲は、第1項第1号から第6号までの規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合は、乙に対して損害の賠償及び違約金の支払を求めることができるものとする。
- 4 前項に規定する指定の取消しに係る違約金の額は、甲が乙を指定管理者として指定した期間の内で各年度における第30条第2項に規定する負担金の額として最も高い額と同額とする。
- 5 甲は、第1項各号の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害が生じても、甲は一切の責を負わないものとする。